

平成25年度第4回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成26年3月24日(月)

大阪市 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課

白澤委員長

今日は、年度末の大変お忙しい中お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。運営協議会、1年間のまとめと、そしてまた新しい課題をどうしていくのかということで、今日のあいりん地域の地域包括支援センターについても皆様方のご意見を頂戴する、そういうことになっておりますが、忌憚のないご意見をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、座ってやらせていただきますが、今回の協議会につきましては、会議の運営に関する基準に基づき公開にさせていただきます。また、傍聴者の方は傍聴要領に従ひまして傍聴いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思ひます。

本日の議題、会議次第でございますが、議題1から始めさせていただきますが、平成26年度北区大淀地域包括支援センター受託法人の変更に伴う総合相談窓口（ランチ）の体制について、事務局より説明をお願ひいたします。

【平成26年度北区大淀地域包括支援センター受託法人の変更に伴う総合相談窓口（ランチ）の体制について】

事務局（藪本）

福祉局高齢者施策部在宅支援担当課長の藪本でございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

そうしましたら、お手元の の資料に沿って説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、26年度の北区のランチ体制の変更について（案）でございます。

北区の大淀圏域を担当します地域包括支援センターの受託法人、26年度から変更することとなっております。それに伴ひまして、地域包括支援センターの場所が変わったことによりまして、ランチの体制も変更したいと思っております。

中段から下の地図と表を見ていただきたいというふうに思ひます。

まず、地図でございますけれども、この北区の地図、斜めの破線の入っているところが、今回、包括の法人が変更になりました北区の大淀地域の圏域でございます。この圏域を見ていただきますと、3つの中学校区からなっております。そこで25年度は、この斜めの破線の入ったところでございますけれども、25年度はこの真ん中の豊崎の中学校区の地域に幸聖福祉会さんに大淀地域包括支援センターを委託してございました。26年度からは、この包括の委託先が大協会さんのほうに変わりました。包括を今度右の端にあります大淀・豊崎・新豊崎中学校区に包括を置かれるということになりました。

一方、ランチでございますけれども、大淀中学校地域のランチはそのまま変わりませんけれども、豊崎ランチでございますけれども、新豊崎ランチ、そこが今年から包括を受託していただきます大協会さんが、ランチをしていただいていたんですけれども、包括とランチの受託の法人が変わることになりましたので、こちらのほう、25年度まで包括を受託していただいていた幸聖福祉会さんのほうにランチを担当していただくということになってございます。

これは、この豊崎中学校区の地域の中で唯一、地域の在宅サービスステーションを運営しておられる法人でございます。大阪市は従来からこの地域サービスステーションを運営している法人さんにランチをお願いしてきたというふうな経過がございましたので、こういった結果となっております。双方の法人のほうには、ご理解、ご了承をいただいている状況となっております。

1については以上でございます。

白澤委員長

ありがとうございます。ご存じのように、この北区の大淀地域の地域包括支援センターが今回変わるということになりました。それに伴って、ランチを変更するという案でございますが、何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。

これは議題ですから、承認事項ということでしょうか。

事務局（藪本）

そうです。

白澤委員長

うまくいっているのでしょうか、具体的に。今まで地域包括がやっていたところがランチ、前のランチのところは地域包括になると。それではなかなかお互いうまく理解し合ってやっていたかかないと、今まで担当していた要支援等の事例というのを円滑に移さないかんわけですが、そこら辺は大丈夫なんでしょうか。

事務局（藪本）

はい。両方の法人に来ていただきまして、こちらのほうからの引き継ぎ、それと双方の法人の引き継ぎも終わっておりまして、要支援1・2の方、500、600件ケースぐらいあるんですけども、順次引き継ぎのほうは支障なく進めていただいております。

白澤委員長

ということですが、ご承認をさせていただいてよろしいでしょうか。

それじゃ、どうもありがとうございます。承認をさせていただきました。

それでは、議題2に移らせていただきますが、地域包括支援センターの名称・委託期間・職員体制について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【地域包括支援センターの名称・委託期間・職員体制について】

事務局（藪本）

それでは、の資料をごらんいただけますでしょうか。1ページめくっていただきまして、こちらのほうには平成26年度からの地域包括支援センターの名称、受託法人、担当圏域、高齢者人口、そして職員の人員基準と委託期間をお示しをしております。

星印をつけているところでございますけれども、これにつきましては25年度に選定を行いまして、26年度から新たに委託をさせていただいた法人となっております。

そして、一番上の北区の2段目でございます、新規と書いてありますが、これは先ほどご説明させていただきました北区大淀地域包括支援センター、新たに大協会に受託をしていただく法人となっております。

これ66カ所、資料としてこちらにお示しておりますが、それぞれはまた詳細、後ほどごらんいただきたいと思いますと思いますが、一番最後、4ページをめくっていただきまして、合計の人口が26年度推計で約65万となっております。職員の人員の基準が295.5人となっております。昨年度までは高齢者人口が約63万ということで、こちらのほうの職員の配置の基準が288名ということですので、26年度は7.5人の増ということになってございます。大阪市のほうは高齢者人口に合わせて職員の配置を見直してございますので、この高齢者人口の増加したところの包括につきましては、それに合わせて職員の配置基準をふやしているということにしてございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

白澤委員長

事務局から地域包括支援センターの名称と委託期間、職員体制ということで、これは4月1日からですかね。

藪本課長

そうです、はい。

白澤委員長

4月1日からの1年間の体制がこういう形になると、こういうことでございます。また当然、幾つかのセンターについては更新ということになりますので、変更が起こり得ることがあるわけですが、1年間はこの体制で臨むということのご説明でございました。

いかがでしょうか。何かご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

中尾副委員長

名称の件なんですけれども、区があって、東西南北というのは何か親しみがないというか、ちょっと行政的な感じがするんですが、この点に関しては、もっと親しみのある名称ということに関しての検討はされずに、この冷たいセンター名でいかれるんでしょうか。

事務局（藪本）

なかなか厳しいご指摘で、この名称につきましては、基本的に区の運協、区のほうで決めていただくようにしております。その際に、できるだけ親しみのあるようにと

いうふうなところを少し伝えてはいるんですけども、基本、区で決めていただいておりますので、こういう形になっておりますけれども、少し先生からご指摘ありましたようなことを、今後変わったところが出てきた場合には、各区のほうにもう少しお伝えしていきたいと思っております。

白澤委員長

よろしいでしょうか。何か地域包括って、なかなか専門家でもどういう意味かわからないというのが多いわけで、恐らく住民の方々から見たときに、地域包括支援センターって、認知度が低いとよくいろんなところで出てくるんですが、何か本当にどこでも非常になじみのあって、あそこへ行けば高齢者の相談に乗ってくれるところだというようなイメージも非常に大事だと思うんですが、そのあたり。

それじゃ、事務局のほうから。

事務局（久保）

地域包括支援センターの名称ですけども、これどうしても行政区といいますか、圏域というのは決めていくわけですし、こちらの正式な名称については何々区の何々圏域を担当している包括ということで、逆に愛称といいますか、通称といいますか、地域の方に親しみのあるような名前をつけていただいて、例えばそれが将来非常に浸透してくれば、ここの名称の何々区地域包括支援センターの下に括弧をして、何々とかというふうな形で入れるようにはしていきたいというふうに思っております。通称名を逆にこちらのほうから各区の運協のほうにちょっとお伝えするなりして、そういう名前を今後募集していきなり、通称名で地域に親しんでいただくというふうなこともやっていきたいというふうに思っております。

白澤委員長

中尾先生、よろしいでしょうか。

中尾副委員長

よろしく申し上げます。

白澤委員長

はい、どうぞ。

壺阪委員

将来は、通称名をこちらのほうで決めるんですか。

白澤委員長

今の部長さんの話だと、何か募集でもして、要するに余りばらばらではなくて、大阪市全体で何か。

事務局（久保）

ええ、そういうこともありますし、それから各区の運協のほうで、例えばこの地域包括は何々というふうな形にしたいということであれば、その区の中で4包括があれば4包括ともそれぞれ親しみやすい名前、通称名を使っていただいてもいいのかなというふうには思っております。一律で何か一つの何とかセンターというふうな形ではなくして、より親しみのあるような形で、括弧、通称なんですけれども、それでもいいのかなというふうには考えております。

壺阪委員

ちょっと私がお聞きしたのは、受託法人が変わったときに名称が変わってしまって、区民の方がちょっと混乱するんじゃないかと思ったので、ちょっと質問させていただきました。

事務局（藪本）

確かにそういうリスクも伴うんですけれども、18年から社協さんが受けていただいているところ、割と地域包括というふうに聞いても、なかなか認知度はないんですけれども、特に地域の役員さんは、「にこにこ」ですとか、いろいろ通称名の場所については本当に90%以上が認知しているというふうなこともありますので、確かに委員がおっしゃるようなリスクはありますが、しっかりと通称が定着するというようなメリットもございますので、それは一つの方向かなというふうに事務局的には考えております。

白澤委員長

余り混乱はしないように、なおかつやはり何か地域包括支援センターというのに行ってみようかなと住民の方が思うかどうかというのを含めて、少しなじみのある、行ってみたいというような名称も含めてご検討いただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

山川委員

実際的に、地域包括のこのところですが、皆さん、湧いてくるようなというのは、ちょっとオーバーかもしれませんが、その地域、地域で出てくる名前を選んでいくというようなやり方の中では、多分その言葉というのはばらばらで、特に標準化して出てくる形というのではないように思うんですよね。逆に言えば、いいか悪いかは別として、一斉に何か愛称を公募するとか、何か大々的に何かをしないと、基本的にどこかその地域が、「にこにこ」がいいよと言われたから、そうしたら認めますよという、言葉は悪いかもしれませんが、受け身の形ではなくて、ある種能動的に動けるようなものをご提案できるようなものでないと、多分、活性はしていかないのかなというのが現実のような気がしますので、今すぐするとかせんとかの話ではないんですけれども、やはり中心であるところが動いていかなければ活性はしないんじゃないか

なという意見なんですけれども。

白澤委員長

何か事務局、それについて。

事務局（久保）

確かに66カ所がばらばらの名前で、それから先ほど壺阪委員がおっしゃいましたように、より親しんでいる名前が、受託法人が変わればまた新たな名前に、混乱を生じるということもございます。確かにそういう面もございまして、逆にメリットもございまして、本日の意見を踏まえまして、事務局としてもどういうふうな形がいいのかというのは検討させていただきまして、その辺のところは区の運協さんとも連携もとりながら、検討していきたいというふうに思っております。何か愛称はつけていきたいなというふうには思っております。

白澤委員長

はい、どうぞ。

雨師委員

現在、今実際につけておられるところもあるかなと思うんです。そういうところを出してもらって、比較対象できて、これでいいのかという、住之江でも「さざなみ」とかいろいろ何かついているようですから、そういうのをちょっと挙げていただくと、考えやすいかなと思っておりますので、そういうところで議論したらいいかなと思います。

白澤委員長

どうですか。

事務局（藪本）

ありがとうございます。ちょっと今後、それではそういう観点で検討させていただきたいと思います。

白澤委員長

地域包括支援センターは、今回の法改正では、今の2倍ぐらいの仕事をまたやるということになるみたいでございますから、相当認知度を高めないと、今でも認知度が低い中でどういう形でなじみのあるようなセンターにしていくのか、大変重要な課題だと思いますから、事務局のほうで少し検討のスタートを切っていただければというふうに思うんですが、それでは、名称・委託期間・職員体制ということで、次年度、こういう形で進めるということでお認めいただけますでしょうか。

どうもありがとうございました。

じゃ、続きまして、3番目の議題でございますが、地域包括支援センター・総合相

談窓口（ブランチ）の評価結果について、事務局からご報告をお願いいたします。

【地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）の評価結果について】

事務局（藪本）

それでは、資料の をごらんいただきたいと思います。この評価の結果につきましては、12月17日の運営協議会の中で、内容については詳細にご説明をさせていただきます。この中身につきましては12月の時点でご承認をいただいている中身となっております。

本日は、このスタイルでホームページに、本日ご承認いただけたらでございますけれども、年度内、3月末までにホームページ上に公表していきたいということのご承認をいただくということになってございます。

もう一度、簡単にご説明させていただきますと、今回は平成24年度下半期のみの運営・活動実績に関する評価となっております。今までは下半期から上半期という、ちょっとイレギュラーな形の時期で包括、ブランチの評価を行ってございましたけれども、次年度からは1年間、4月から3月末の評価に戻すということで、今回につきましては24年度下半期のみの形の評価というふうにさせていただいております。

公表していく中身ですけれども、こちらのほうの1から10までにお示ししている中身でございます。内容は前回ご説明しておりますので省略をさせていただきますが、こういう項目を評価として公表しています。

また、添付資料としましては、包括の事業実施基準、そして資料2にお示ししておりますブランチの実施基準、そして重点事業におけます応用評価基準、どういう指標に基づいて評価をしているかという、こういった資料について一緒に公表してまいります。

そして、資料4につきましては、それぞれの包括等で取り組んでいただいております課題対応の取り組みの報告書、そして実際の包括、ブランチの評価の一覧表、これを資料として添付をさせていただくというふうな形をとらせていただきたいと思います。

それで19ページ、資料8からでございますけれども、ここは各区の運営協議会におきまして、公表に値すると区の運協のほうで判断をしました課題対応取り組みにつきまして、ホームページ上で公表をさせていただきます。これも非常に多くの資料になってございますけれども、全て資料としてつけさせていただきます。

そして最後に、地域包括支援センター業務の受託法人の一覧、ブランチの法人の一覧、非常に盛りだくさんの資料となっておりますが、これを公表してまいりたいというふうに思っております。

このスタイル等々につきまして、ご意見等ございましたら、また次年度検討してまいりたいと思いますので、忌憚のないご意見を頂戴できたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。今、公表結果について、こういう形でホームペー

ジに掲載したいと、公表したいということでございますが、何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。

はい。

中尾副委員長

19ページの課題対応取り組み、包括ごと公表されますよね。

自分が住んでいる包括では、こういう取り組みを積極的にしてくれているんだけど、隣町の包括では丸っきり何もしていないというような感じがどうしても出てくるんじゃないかなというふうな感じがするんです。だから、各包括で取り組んで、よいものは区全体とか市全体のほうにいきますよというような、何かそういうような方向性とかを出していただくほうがいいのではないかなというふうに思うんです。どうしても各区に複数設置されていて、中学校区で、この中学校区は一生懸命頑張っていて課題取り組みしているのに、ほかの中学校区ではしているんだろけれども、していないように受け取られると思うので、そこを何とかもう少し丁寧な感じで、この課題対応の取り組みの関してやっていただいたほうがいいのかと思うんですが、そこら辺はどういう配慮をされているんでしょうか。

事務局（藪本）

先生がおっしゃいますのは、ここには区の運協で、これは公表するに値するので、ホームページにアップしようということで載せているけれども、やっているけれどもここに出こない地域もあるしというふうな、そのあたりを今後どういうふうに考えていくのかというふうなことがあるのと、もう一つ、全くこの課題対応取り組みをやっていないところもございまして、3つの段階に包括が分かれるかと思うんですけれども、そのあたりを住民の方、区民の方にどう公表していけばいいのかというふうなご意見というふうに理解してよろしいでしょうか。

今回といたしますか、今までは公表に値するところだけ公表するという形のみをとっておりましたので、今いただいたような意見につきましては、今後ちょっとまた評価部会の中で、評価のこういった公表の仕組み、仕方について少しまた議論をしていきたいなというふうに思っております。余りに内容が、公表しても、ちょっとこれは見ていただくのもしんどいかなというような中身もあったりしますので、今まではすぐれたところだけを公表していこうというふうな考え方で進めておりましたけれども、少しそのあたりについてはまた検討させていただきたいと思います。

中尾副委員長

例えば東淀川区の東淀川区社協包括であれば、認知症関連に関して積極的に取り組んで、早期発見って言っているじゃないですか。そしたら、僕、中部に住んでいて、中部包括はそんなことしているか、していないかも分からないという感じになるわけじゃないですか。だから、区社協包括のほうに相談に行っちゃうということになってしまうことも、住民の方々の立場から言うとですよ。

やっぱりそうじゃなくて、いいところは運協でそういう具合に言われるんだったら、

これは各区のほうで全ての包括がある程度このレベルのところまでやりましょうねというような感じの部分というような、何か方向性とかを書いておいていただければ、あっ、うちの包括でもそういうことも少なくともやっているんだなという気持ちが情報としてわかると思いますので、何かそこがぼんと出されたときに、住民たちはどういふふうに受けとめるのかなという心配があるので、その方向性とかも踏まえてやっていただければと思います。

白澤委員長

それではどうぞ。

事務局（久保）

はい。今、中尾先生からおっしゃるのも十分わかりますし、これを高齢者の方なり、地域の住民の方が公表された資料を見た段階で、載っているところと載っていないところとかなりサービスの質が違うんじゃないかというふうにとられかねないということでございます。

当然、私どももその辺のところはしっかり検討しないとイケませんけれども、今回のこのものにつきましては、例えば公表の対象となった課題対応取り組みということで、この公表の対象というのはどういうことかというのをもう少し丁寧にここに記載することによって、そういうふうな地域の方、住民の方に不安を与えないような表記を少し足すか何かをして工夫していきたいと思います。

それと今言いましたように、評価部会のほうで今後その公表のあり方、それからどこまでのレベルに達している部分以上の部分で、特に先駆的な取り組みなんかをしているのを参考事例として出すとか、何かそういうふうな形の検討はしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

直木委員

この表をこのままホームページで開示されることは全然異議はございませんが、正直言いまして、例えばこの9ページですとか、評価基準の意味合いですよね。この言葉は、我々はある程度理解ができるかと思いますが、この評価が何のためにやっているんですかというところをぜひ地域の方へアピールできたらなと思います。ちょっとさかのぼりましたら、前のページの5ページ、6ページ、このあたりの運営体制、あるいは業務別の取り組み、市民の声を拾うために例えばネットワークを構築しているんですよとか、包括的なケアマネジメントってこんな意味でやっていますと。単に会議を何回やっていますという、そういう基準ではなくて、何のためにこういう評価をこの会議でもやっているかというところをぜひアピールできるような工夫をしていただければと思います。

以上です。

白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

山川委員

こういう話をすると大変恐縮なんですけれども、市民の方にこのままPDF、極端なんですけれども、PDFという形なんですけれども、統一して、できるだけ番号にされるんだったら番号にするとか、何か統一したものでないと、そこの区で出された内容はそのとおりだと思ふんですけれども、そのままではなくて、割とそろえていただけると見やすくなるかと思ふんです。ぜひこれ、私が言うのは大変恐縮なんですけど、僕がどうこう言うのもあれなんですけど、文章とか少し整理されたほうが、すごく何か見にくい感じがありまして、量が多いですから、逆にそこの工夫はしていただいて、肝心のところで皆さんにわかりやすい工夫をされてはいかがかなというご提案です。

事務局（藪本）

ありがとうございます。以前からそういったご意見がありまして、しばらくは各包括の取り組みをそのまま公表していこうかというふうなご意見でここまで来ておりますけれども、今いただいたようなご意見、また評価部会の中で再度検討させていただきたいと思っております。

また、非常に盛りだくさんとなってきておりますので、何のためにこういった評価をしているのかというのが市民の方にわかりやすいような公表の仕方も、なかなか難しいんですけれども、できるだけそのあたりを意識して検討していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

白澤委員長

ほかにございませんか。

ちょっと気になるんですが、これ全部の地域包括が入るわけですね、例えば9ページだったら。

事務局（藪本）

はい、9ページはそうです。

白澤委員長

例えば東成区って北部はあるけれども、南部はないんだけど、何でなの。

事務局（藪本）

東成は社協包括さんから新たな法人さんに変更しましたので、そこでこれは24年度の下半期だけの評価です。

白澤委員長

ああ、そこで。

事務局（藪本）

はい、そうなんです。ちょっとそこだけ、東成につきましてはイレギュラーな形になってございます。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

皆さん方おっしゃっているのも、恐らく余り利用者はアクセスしないと、これでは、もう少し何か、ここは五つ星やとか、ここは二つ星やとか、そういうイメージだと、あそこはもっとやってもらえないかなというので競争原理が働くんですが、何かこれを見ると、そこは非常にわかりにくいということで、もう少しやっぱり利用者の方も、地域の方も、例えば自分のところの地域は北区と書いてあったらどこなのかとか、ちょっとわかりにくいですね。そこら辺で、この機関はこうだというようなことが強調できるような形に何かしていただくと、もう少しアクセス数がふえるんじゃないか。そうすると、アクセスがふえてきたら、事業者も頑張って自分たちのレベルを上げないと困るということになると思うので、いろんな委員の皆さん方からご意見が出ていましたが、少しわかりやすいようなことを、次年度また工夫をしていただくということでよろしくお願いしたいと思います。

何か、よろしいですか。

三輪委員

今、委員長がおっしゃったとおりなんですけれども、ただ、この表などに出ております割合、開催の回数とか、そういうのはわかりやすいんですが、見えない、いわゆる努力しているプロセスというのをどのように評価していったらいいかというのが非常に難しく、それは前回も私が申し上げましたけれども、こういう数値、ハード的な評価はしやすい。ソフトの評価をどうするかということが非常に難しく、そこをやはり、一つは区の運営協議会がどれだけ見てくださるか。

それから、やはり区の保健センター、その辺がどういう形であらわしていけばいいのかということもずっと課題になっておりまして、これからもまだまだ課題になっていくと思いますので、むしろ評価部会だけでは話し切れませんので、皆さん方のお知恵を頂戴したいというふうに思っております。

白澤委員長

どうもありがとうございます。今おっしゃるように、なかなか回数だけではというご意見も先ほども出ていたように、中身の議論になかなかなりにくい。

こういうことをぜひ考えていただいたらどうかなと思うのは、うちの今地域包括はこういう努力をしていますということで、自分たちのメッセージもこの中に入れられるようなことも含めて、そしたら、ああ、あそこはこういうふうにして自分のところ

の周知度を上げようとしているなどが、何かこちらが評価するだけじゃなくて、地域包括からも情報をもらって、この欄には地域包括の思いが載せられますみたいな、そういう欄があってもいいんじゃないかなという気もいたしますので、それは先生が今おっしゃっているように、なかなかこちらの評価基準だけだと、私たちはせっかくこんなことしているんだけど、そういうものは取り上げてもらっていないとか、そういう思いもあるだろうと思いますから、こういうこと、ここには出ていないんだけど、こんなことをやっていますというような、あるいはぜひ地域の人たちに、こういう参加をしてもらってやっていきたいみたいなメッセージを書いていただくというのも一つの手かと思うんですが、そういうこともお考えいただいたらいかがかと。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

堤委員

活動内容について具体的に書いておられるのはとてもいいと思うんですけれども、そのほかの大きな1ページの地域特性とか活動目標とかというのは、実際、利用者の方とかには直接別に余り関係ないというか、これを読んでも余り理解できないと思うんですよ。それと活動内容だけをクローズアップして、各センター名を別に挙げなくてもいいのかなと思うんですよね。こういうことを取り組んでおられますというのを、別にそれで争うわけじゃないので、こういうことをしていますというふうに具体的にもっとわかりやすく載せられたらいいのかなと思うのと、それとこの活動内容のところを、どこの報告書を読んでも、センターのほうから、私たちはこういうことをしていますで終わっているの、利用者さんたちにとっては受け身の立場から、それはどういう意味でそうしていただいているのかというのが余りよく伝わっていない部分もあると思うんです。だから、利用者さんが使いやすくするためにこういう取り組みをしていますとか、そういうふうな反対側の目線からの文章を載せられたほうが、区民の方、市民の方はわかるのではないかと思います。

白澤委員長

大体皆さん同じようなご意見なんですが、事務局、何かございますか。

事務局（藪本）

包括、行政側が見る視点で書かれているのか、それともやっぱり市民の方が見たときにどういう活動をしているかということがわかるような視点で書くのか、ちょっとそのあたりを今後こういった帳票類全てにおいて少し整理をして考えていきたいというふうに思います。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

十野委員

すみません。私たち、一応市民として、前も包括の方が会議でちょっと話をしていたときに、体験話みたいな、うちの包括でこういうことがあって、この人たちがここまでこうなって、ああなってって、すごく詳しくお話しをされたことがあったんですね。それを聞いて、あっ、包括ってというのはこういうことをされているのかということ私たちもみんなびっくりしまして、ですので、私たち、文章をきれいに書かれてもあれですので、やっぱりその体験みたいな、どここの区で一応こういうことがあったという、名前は別に出さなくても、ただ、その方が今こういう声で、包括に行って、そしてこのようになったとか、また市民の声も一応挙げていただければなと思うんです。やっぱりみんな、包括へ行った人も、どこで声を出していいのかということがありますので、やっぱりセンターの中で、本当に行ってよかった、こうこうこうだったということ、体験話というのがすごく私たちもこの前聞いたとき、もうすごいことをされているんやなって思いましたので、そういう声もちょっと、先ほどとちょっと重なるんですけども、私、市民としまして、そういうふうをお願いしたいと思います。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

大体、皆さん方、同じようなご意見でございますので、少し事務局で利用者が見られた場合ということと、事業者も見つた場合に、自分たちは何を今後頑張ろうかというのがあるかと思えますし、利用者から見て、あっ、こういうことをやっているのか、私も頑張ろうというような、そういう情報を少し整理して、できるだけ多くの人たちがアクセスしてもらえるような情報の形に少し変形をしていくということ、次年度に向けて検討材料にさせていただければなということを含めて、評価結果についてはお認めをいただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

じゃ、続きまして、4番目ですが、西成区あいりん地域を担当する地域包括支援センターについて（案）、事務局からご説明をお願いします。

【あいりん地域を担当する地域包括支援センターのあり方について】

事務局（藪本）

それでは、の資料をごらんいただけますでしょうか。これは西成地域、あいりん地域の包括の問題ですけれども、実は1ページめくっていただきますと、26年の2月20日に西成区の運営協議会のほうで議題として出されました。

またもう1枚、2ページをごらんいただきたいんですけども、その20日の日の運営協議会の大きな項目が4点ございまして、この4点目があいりん地域の地域包括支援センターについてということでの区の運営協議会からのご意見となっております。

ちょっと簡単に読ませていただきますと、あいりん地域は男性の単身者や生活保護受給者が多くだけでなく、精神疾患に罹患しているケースも多く、犯罪が多く発生する地域であり、他の地域と違う印象を持ちながら活動していると。ここで地域包括を

増設するとなると、現在、地域包括支援センターが実施している包括的支援事業だけでは対応し切れず、生活保護担当や介護保険担当、医療対策担当といった各関連部署と迅速に連携して対応する動きが必要ではないかと。今年度中にでも一定の方向性が決まることを期待している、というふうなご意見が運営協議会のほうから出されたようです。

これは現在、こちらのあいりん地域は、西成区の社会福祉協議会さんが担当地域として活動していただいているんですけども、別途、この地域にあいりん包括をつくってもらえないかというふうな意見が出たという状況になっているかと思います。

区の運協としましては、このあいりん地域を担当する地域包括支援センターのあり方については、この地域特性、事情を考慮して、区や関係機関等と連絡調整を行ってほしい、早くに何らかの方針を出してほしいということを大阪市の地域包括支援センターの運営協議会に報告しますということで区の運協が締めくくられてございます。

本日は、これまでまとめておりますあいりん地域の状況について事務局のほうからご説明をさせていただきまして、今日決めるということではなく、今日はいろんな意見を委員の皆様方からいただきまして、次年度、早いうちに、このあいりん地域の包括について、運協としての意見をまとめていきたいというふうに思っております。

それでは、ちょっとあいりん地域の状況をご説明させていただきます。3ページ、ごらんいただけますでしょうか。西成区あいりん地域を担当する地域包括支援センターについて（案）でございますが、まず1番、あいりん地域の現状でございますけれども、これは先ほどご説明しましたが、担当する地域包括支援センターは西成区のみでございます。ごく一部分だけ、北部包括さん、東部包括さんも担当していただいているんですが、ほとんどは区社協包括が担当していただいております。全体の西成区社協さんが担当している人口は約1万7,000人でございます。人員は8.5人、市内で一番多い人員がこちらには配置をされております。

西成区には、あいりんランチというランチがございます、ここは社会福祉法人の石井記念館愛染園さんをお願いをしているところで、1名配置をしているんですけども、このランチにつきましては、西成区の要望に基づきましてプラス1で設置をしたというような経過がございます。従来の考え方からしますと、あいりん地域に1個別のランチは、ほかの地域と同等に考えますと必要ないんですけども、特にここは西成区のほうからご要望があり、増設をしているというような状況となっております。

こちらのあいりん地域の高齢者の方の課題ですけれども、非常に経済的な問題、生活保護を抱える地方出身の、しかもやはり男性の単身の高齢者がふえてきているという状況になってございます。また借家住まいが多く、身寄りのない方が非常に多い状態となっております。

健康問題も多岐にわたっております。生活習慣病、アルコール依存症、精神疾患、結核、薬物依存など、さまざまな健康問題と生活問題がございます。

そして、第三者による権利侵害、貧困ビジネス等の課題も多く、高齢者専用マンションですとか、そういったところの問題も多く、包括的支援事業だけではなく、生活

保護、先ほども申し上げました精神疾患、アルコール、あるいは事業者の指導等、総合的に支援していく必要がある地域なのではないかなというふうに考えられます。

2番、今までの経過でございますけれども、平成21年のときに区内の地域包括支援センターを増設のときに、あいりん地域を担当する地域包括支援センターのあり方については、局、区役所、区社協、地域の関係機関で協議していこうというふうなことが確認をされております。

それで、24年度につきましては、この西成区の地域包括が再公募されるときに、特区構想ともあわせて再度協議していこうというふうなこととさせていただいております。

25年度ですけれども、これは委員の先生から、あいりんの高齢者の課題というのは西成区独自の課題ではなく、大阪市としての課題でもあるというふうなことをしっかりと認識してもらいたいというようなご意見も出ておりました。

3番目、26年度からの検討ということで挙げさせていただきましたけれども、西成区の地域包括支援センター運営協議会から先ほどのような報告・要望がございました。西成区は平成27年度に3地域の地域包括支援センターの公募が迫っております。そのことから、あいりん地域を担当します地域包括支援センターのあり方については検討を行いまして、26年度中には方向性を定めて、27年度の公募の実施に向けて取り組む必要があるというふうに考えております。

その主な検討事項でございますけれども、まずあいりん地域に別途包括を設置する必要があるのかどうか、そしてまた設置するとすれば、その時期、そしてその担当圏域をどうするのか、それに伴いまして圏域の設定、名称等は考えていかなければいけません。

また4番目としまして、プラス1として設置をしましたあいりんのランチ、もし包括を設置した場合は、このランチをどうしていくのかという問題。そして、区のほうからもご意見が出ておりますけれども、このあいりん地域の包括の運営、今まで大阪市の包括は公募をしております。民間への委託という形をとっておりますけれども、この運営について直営という区のほうのご意見もございますし、引き続き民営というふうなご意見もございます。このあたり、どういうふうにしていくのか。そして設置場所、そして職員の体制。職員の体制については、ほかの包括と横並びでいいのかどうか。そしてその後、関連機関との調整というふうなことで、さまざまな課題があるのではないかなというふうに事務局的には考えております。西成区のほうでも、直営でというふうなご意見がございますが、今まだまだ事務局サイドだけではございませんけれども、やはり非常に複合した問題がございますので、できれば直営でというふうな今のところ考えておりますけれども、このあたりについても皆様方からのご意見を頂戴できたらなというふうに思っております。

本日は何かを決めるというのではなく、課題について、これ以外にもあるのではないかなというふうなご意見、あるいは感想、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

白澤委員長

今までからも議題になっていたあいりん地区の地域包括というのが、西成区地域包括支援センター運営協議会できちとした提案として出てきています。そして、来年度1年かけて、27年度がちょうど西成が地域包括支援センターの更新の年に当たるので、そのときにうまくセットができればと、こういうようなご提案で何点か出てきて、運営の仕方についても出ているし、問題も単に今言うような介護だけの問題がメインというよりも、経済的な問題やあるいは疾病の問題、精神的なそういう問題を含めた問題を持っているので、大変幅の広い支援が必要になると、こういう中でご意見を頂戴したいということでございますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

雨師委員

今回出ていますように、これは西成区独自の問題ではないというところかなと思います。大阪市としての課題ということのを重要に頭に置いて、やはり直営にさせていただくというところで関係機関と連携しながら、この特別な区についての、これからの2025年問題についてきちと対応できるようにしていただけたらいいかなと思っております。

白澤委員長

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

壺阪委員

ちょっとまた、高齢の問題だけじゃないんですが、私も26年の1月から生活困窮者の相談支援事業を西成でやっているんですよね。ですから、こちらの包括支援センターのここのあいりん部門についても検討会と、それから生活保護部門でやっている生活困窮者の支援事業をモデルでやっていますよね。27年は本格的実施をやるんですけれども、そこの連携をうまくやっていただかないと、こっちはこっちで、こっちはこっちということで、ちょっとうまくいくんかなということがありますので、そこを注意してやっていただきたいなと思います。

白澤委員長

直営って、市役所の職員の前で言うのはなかなか難しいんですが、大体9時5時の仕事になる。そういう可能性も随分多くて、そして人もかわるということで、直営が必ずしもいいとは限らない。そういうものを改善してくれるという条件であればいいんだけど、なかなかそこは全国の地域包括を見ていると、直営の問題というのは随分あります。しかし、地域包括支援センターというのは、やっぱり直営が責任を持つというのが事実ですね。きちとした責任をとる。

今、おっしゃっていたように、生活困窮者の就労支援というのが今始まろうとしているわけですね。そういうようなことを考えると、一つ、大阪市のモデルとして、単に高齢者だけじゃなくて、もう少し若い人も含めたそういう相談センター的な議論

って、恐らくそういう人たちも対象にしているわけですから、そこでも新しい中間手法のセンターなんかもつくりながら考えていただくということで、何かもしかしたら、介護保険だけの議論を超えて、もう少しモデル的な、大阪市全体の課題として考えていただくのも大変大事だということで、直営は確かにいいというのは確かなんですが、今言うように、行政が責任を持つことは間違いないんですが、しかし行政の職員がやるのがどうなのかということは、もう10年間、人はかえまさんと、こういう話で行政が決意を決めてやっていただくんだったら、大いにやっていただいたらいいんですが、そこはやっぱりきちっと方向づけをしてやっていただきたいなと、こういうように思いますが、ほかにいかがでしょうか。

これ、委員会が何かやっていく、それとも行政のほうからある段階で提案をされるということでもいいんでしょうか。

事務局（藪本）

今日、いろいろご意見をいただきまして、まだ全然方向性が決まっているわけではないので、ある程度課題をもう一度まとめまして、区のほうも大阪市の運協ではこういった意見が出たと。区の運協のほうでは、出た課題、これで十分区のほうも認識していただいている、本当にこの方向性でいいのかどうかというふうなところのご意見と調整しながら、市の運協の意見としてまとめていきたいというふうに思っているんです。ただ、市の運協が意見としてまとめましても、大阪市の大きなやはり方針がございますので、そことの調整は当然していかないといけませんので、そこは随時情報を交換しながら進めさせていただこうと思っております。

白澤委員長

そうすると、きょうはできる限り、このあいりんの地域包括支援センターについて委員の皆さん方のご意見を頂戴して、それを参考にまた西成の地域包括との調整もしながら一定の方向づけをして、大阪市全体としての位置づけをして、委員会に提案をされる、こういう流れになるということでございますので、いかがでしょうか、ほかに何か。

はい、どうぞ。

西川委員

文章的とか、あとテレビの映像的とか、そういう中ではあいりん地区というのはどういう地域であるかというのは大体の想像はあるんですけども、実際的にこの仕事をするとすると、直営という、先生が先ほどおっしゃった9時5時というのは到底無理だと思います。24時間体制という中でそういう問題の人たちにかかわっていかないと、ただ形だけのそういうものを設置しても、ぼろぼろとこぼれることのほうが多いような気がします。だから、民間委託と直営というのをうまく考えながら、本当に人権とか、その人たちがどう変わっていくか、どう変えられていくかという中での多岐にわたる生活問題、健康課題、また生き方とかいう、そういうところまでも指導していかないといけないと思うので、公務員の職員の普通の時間帯だけでは到底無理

だと私は思っています。

白澤委員長

ほかにいかがでしょうか、ご意見を今日は頂戴をして。はい、どうぞ。

伊藤委員

先ほど区からちょっと、直営を要望されているということが出ていたと思うんですけども、区が直営をすることでの利点というのは、何か今言われたように無理な部分はもちろんあるんだと思うんですけども、区が直営したときには、ここに高齢者が1万7,076人いるんだけれども、それ以外の対象者がいるんなこの問題から出てくると思うので、そういう対象者がどれぐらいいるのかによって、高齢者だけではないいろんな問題を持った人を、区が直営したほうがばらばらにならずにできるのか。何かそういう利点はどのようなものがあるのかを聞きたいんです。

事務局（藪本）

区がやるのか、大阪市がやるのかは別としまして、行政がやるとしましたら、生活習慣病からの延長線上に高齢者の問題がございますので、特にこのあいりん地域は65歳というよりは、壮年期の方に非常に健康問題が多くございますので、そのあたりから継続的にかかわっていけるのかなというふうなところは一つあると思っています。

ただ、先ほど来よりご指摘のあります時間帯の問題ですね。それにつきましては、いろいろ課題はあると思いますけれども、変則な職場としての対応が可能なのかなのか。もちろん9時5時では対応できませんし、包括は一応19時まで開催するようにお願いをしておりますので、そのあたりの課題をどう対応していくのかというふうなところもございますし、民間、直営、いろいろ課題、長所とメリット等あると思いますので、そのあたりをきょうご意見をいただいて、整理をして、またご提示させていただきたいというふうに思います。

白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。はい。

中尾副委員長

私は、白澤先生がおっしゃられたモデル事業のほうでまずやってみるというのが基本じゃないかなと思うんです。この圏域においては、やはり結核対策とかいろんな問題がずっと続いていきますし、片道切符で西成に地方から来られるというようなこともあるし、いろんなものがあるのだらうと思うんです。そこから考えると、この区の運協でも言っているように、包括的支援事業だけではなかなか解決できない方々が多いというふうなことから考えると、今後どのような方向性に持っていったらいいのかということで、モデルとしてもどこか、例えば民間のほうにモデルをお願いしますと言っても、多分どこもよう手を挙げませんわ。こんなに複雑に絡んでいるような状態。

例えば、じゃ、あなたのところで結核対策とか医療とか、そこら辺のところできますかと言われたら、いや、うちはちょっとというような感じになるだろうし、そのところから考えると、やはりある程度この圏域の問題点とか、そのところをきっちりモデルで、直営みたいな感じで、大阪市が責任持ってやられるということで、最終的に高齢化率35%になっていく大阪市をどういうふうに持っていくのかという、そういうような視点でやっていただければいいのではないかなと思うんですけどもね。

白澤委員長

ほかに。はい、どうぞ。

三輪委員

今回の課題対応取り組みに、あいりんのランチから出ておりますけれども、これを読みましても、これは確かに高齢者問題だけではないということがここでも浮き上がっております。これを読む限りにおいては、ここではむしろ地域包括よりも地域包括を核としたランチ、それを核とした一つのネットワークが、両委員長がおっしゃるように、委員長、副委員長がおっしゃるように、行政は責任は持たなくちゃいけないけれども、何か一つの核をやはりNPOなり、それとも民間、NPOも民間でありますけれども、そういうところでしっかりとした核を一つつくって、それに一つのネットをつくること、細かいネットをつくることによって、本当の意味の、ここが望んでいる地域包括支援センタープラス1のものが、プラスアルファのようなものができるんじゃないかという気がいたします。そのために、まず最初の一步の核をどうつくるかということ、まだ1年あるからと言っておりますけれども、かなり綿密に検討すべきではないかというふうに思います。

白澤委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

直木委員

本当に先生方と同じ意見なんですけど、イメージ的には先ほど先生がおっしゃられた、来年度から始まります生活困窮者の自立支援の取り組み、ここが最初、ネットワーク的には核になると。地域包括ケアの中で地域課題をとという部分があるかと思うんですけれども、現状の今の体制でいくのか、来年度のこちらのほうの専門職を配置して、本来のネットワークを強化していく。できましたら、行政がそれを核にして地域包括がそこへ相乗りしていくというような形がより現実的なんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

白澤委員長

はい、ほかに。はい、どうぞ。

十野委員

私たちも阿倍野区で西成はすぐ隣で、よく現状は知っているんですけども、確かに病気の方とかすごいたくさんいらっしゃいますので、こういうのはちょっと、私個人でわからないんですが、病院との協力とか、そういうのはあるんですか。

事務局（藪本）

あいりん地域に。

そうですね。保険を持っていらっしゃらない方がおりますので、社会医療センターというところがあいりん地域にありまして、そこのつながりでありまして、あいりん地域を離れた医療機関といいますと、結核であったら、専門の病院とかありますが、生活習慣病レベルで周辺の病院との連携というのはなかなか難しいというのが現状ですけども、あいりんではなくて、西成区内のクリニックさんなんかですと、いろいろご支援いただいているようなところもあるように聞いていますが、まだこれからの課題だと思います。

十野委員

ですので、とにかく西成は病院との協力体制をちょっとやりながら、あと、地域の民生委員の方とか、その辺のことで、やっぱり本当に高齢化の方がたくさんいらっしゃいますので、病院でも先生方たくさんいらっしゃいますけれども、そこら辺をしっかりと手を組みながら、例えばどこか1室につくるとか何か、私のちょっとした考えだけなんですけれども、そういうこともちょっとどうかなと思いました。すみません。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

いろんなご意見が出ていますので、直営というのも一つ考えられるけれども、直営のよさを生かしながら、なおかつ民間のよさも入れるというような議論。私はこういうときよく言うんですが、地域でこれを見ても、西成の今地域包括をやっているところ、みんな力のあるところですよ。社協も、きょうは来られていないんですが、みんな力があり、頑張っているところなので、そういうところのやっぱりサポートをもらうということを考える。

ただし、それだけでは社会福祉法人だけですから、医療の問題や、あるいは高齢者ですから、生活困窮者議論というのにも入ってこないし、あるいは先ほどおっしゃった医療の問題で、どういようなかわりをするのか。そういう中で、西成が持っているいろんなパワーをそこにストレングスしてもらえらるわけですが、いいところをできるだけ引っ張り込んできて、なおかつネットワークというのを誰か、無責任体制になるのは大変困るので、核になるところはどこかということをはっきりとして、そういうやっぱり体制づくりで、一つモデル的にやられるというのが一番ベターだと思いますが、というのが皆さん方の大きな流れなのではないかと。

間違いなく地域包括支援センターというのは行政の責任ですから、しかし、それをどういようにしてどこを核にしながら、いろんないいところをご協力いただく体制

づくりをするか。それは、地域包括支援センターというのは社会福祉法人なので、若干医療のところ弱い部分なんかをどうカバーし、あるいは生活困窮なんかの問題で、これは今社協が受託をされているとすれば、そういう関連も入れ込んできて、何かその齟齬が生じないような形で、あいりんというところに集約させるということをご検討いただけたらいかがでしょうか。

皆さん方のご意見、全体そういうイメージかと思しますので、これは1年、来年度中に片をつけて、方向づけをきちっとしなきゃならない問題ですので、委員の皆さん方にもぜひまた今後ご議論いただくことになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいということで、きょうは結論を出すというよりも、意見を頂戴したということにさせていただきますまして、次の議題に入らせていただきたいと思います。

5番目で、評価結果を活用した総合相談窓口（ランチ）のあり方について、事務局からご説明をお願いします。

【評価結果を活用した総合相談窓口（ランチ）のあり方について】

事務局（藪本）

それでは、資料の をごらんいただけますでしょうか。評価結果を活用したランチ体制のあり方について（案）でございますけれども、このランチにつきましては平成25年度に、それまでの職員数0.5人相当から1人に拡充するというので、今後の高齢者、認知症施策等々に対応するというので機能強化を図ってきたところでございます。

1人にしたことによりまして、このランチの機能強化の効果につきましては、評価の仕組みを活用して検証していくわけでございますけれども、評価の仕組みの内容だけではなくて、ランチ体制のあり方全体をPDCAサイクル、どのような形をつくって評価していくのかというふうなところを、これも今後26年度に向けて検討していきたいというふうなご提案でございます。

といいますのは、このランチにつきましては、25年度、0.5人から1人に機能強化しましたけれども、この1年間は経過措置期間、なかなかすぐ1人にするところが大変やというところが出てきましたので、経過措置期間として設けております。大体9割ぐらいは1人となっておりますけれども、まだ若干0.5人プラス0.3人とか、1人に満たないところもございます。来年度4月にほぼ1人になるのかなというふうに思っておりますし、そこから評価の中身を見つめ直していきたいと思っておりますし、また評価のこの流れ、ちょっとこの表をごらんいただきたいんですけども、まず4月から6月にかけて、ランチは前回の評価の結果を踏まえて、独自の計画、活動計画表を作成します。そして5月に前年度の評価を実施をします。その評価を区の運営協議会のほうに6月ごろに出していただいて、区から市の運協のほうに、これは第1回の評価部会になるかと思っておりますけれども、ランチの活動の内容が提示されるというふうに思っております。その評価結果でいろいろご意見をいただきまして、8月から9月に行われます市の運協のほうにこれを出させていただきます。としましたら、68カ所のランチの中には非常に活動状況の課題の多いところが出てくるかと思っておりますが、もし出てきた場合にはランチに改善指導を行って、それを各ランチのほ

うにまたそれを返していききたいなというふうに思っております。

そして、それを受けたブランチはまた3カ月程度改善に努めていただいて、その結果を再度、区を通じて運営協議会のほうに提出をしていただくと。そして、大阪市のほうでまたその改善の状況を見まして、ブランチについて次年度以降また委託をするのかどうかというふうなところも踏まえて検討していきたいというふうな、大まかな今回この流れの案をつくってございますが、次年度はもう少しこの流れについて、詳細をこちらのほうの委員会でご検討いただきたいと、今日は提案とさせていただきます。

白澤委員長

という提案でございますが、これは三輪委員を中心にやっていただいておりますが、何かございますか。

よろしいでしょうか。今後進めていただく中でご審議いただくこととなりますが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

なければ、お認めをいただくということで、継続して評価委員会のほうで進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

では、続きまして6番目ですが、大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、事務局からご説明をお願いします。

【大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について】

事務局（藪本）

の資料でございます。これにつきましても、前回12月の運営協議会のときに条例を改正すると。現在、パブリックコメントをしていますということでご報告させていただきました。特にパブリックコメントのご意見はございませんでした。といいましますのも、あのときもご説明させていただきましたけれども、この地域包括支援センターの人員と運営に関する基準を定める条例でございますけれども、この人員と運営に関する条例は第1条で基準を定めるものとするさせていただきますが、第3条を見てくださいと、この第1条の基準につきましては、国の介護保険の施行規則に定めるところによるということで、国が定める基準をそのまま使うというような条例となっておりますので、特に今までと大きく変わったところはないと。これが4月1日から施行されるというご報告とさせていただきます。

白澤委員長

はい。これも報告ということでよろしいですか。

事務局（藪本）

はい。

白澤委員長

ということで条例ができて、パブリックコメントで意見がなく、これは逆に言えば、国の基準をそのまま運用した条例になるということでございますので、実質上の人員及び運営に関する基準が何ら国の今までの基準と変わらない、こういうことでございます。よろしいでしょうか。

それでは、お認めをさせていただきたいというふうに思います。

それじゃ、最後でございますが、介護報酬改定に伴う介護予防支援業務にかかる一部委託料の変更について、事務局からご説明をお願いします。

【介護報酬改定に伴う介護予防支援業務にかかる一部委託料の変更について】

事務局（藪本）

の資料をごらんいただけますでしょうか。介護報酬改定に伴う介護予防支援業務にかかる一部委託料の変更についてでございます。

皆様方、ご承知のことかと思えますけれども、地域包括支援センターは、要支援1・2の方のケアプランを作成しております。それにつきましては、その作成を一部外部の事業所に委託することができます。その委託料につきましては、本来は事業所さんと包括さんで決めることができるというふうにされているようですけれども、そうしますと大阪市内でもばらばらの金額になってしまいますと、これまたいろいろ支障が出てきますので、委託元であります大阪市がこの一部委託の料金については設定をさせていただいて、各地域包括に連絡をさせていただいているような状況となっております。今回、介護報酬の報酬の単位が一部変わったものもございまして、あと消費税が変更、5%が4月から8%に変更になるというふうなところを受けまして、費用の変更を行ってまいりたいというふうに思っております。

まず、1番の介護予防のケアプランの作成費用でございますけれども、現在412単位でございますが、これが4月からは414単位に変わります。今までこれは、従来からずっと、ちょっとその経過がわかりかねるんですが、大体4,552円の0.88%を委託料としていたというふうな経過がございますので、これにつきましても同様の割合で委託料を設定をさせていただきまして、変更後は現在の4,006円から4,025円の委託料というふうにさせていただきます。

初回加算でございますけれども、これは介護報酬の単位が変わってございませので、同額の金額とさせていただきます。

また3番ですけれども、ケアプランの中で介護予防の小規模多機能の居宅介護事業所と連携をした場合、ここにつないだ場合は、300単位が加算されるということになってございます。これにつきましても介護報酬単位が変わってございませので、金額については据え置きという形にさせていただきます。

以上、こういう形にさせていただくというご報告でございます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございます。

先ほどは失礼しました。6番からは報告事項となっておりますが、ご報告をいただ

いたところですが、何かご質問、ご意見はございませんか。

消費税に絡んで上がるものと上がらないものがあるという、これはもう全てが大変今、介護保険事業者も大混乱をしていて、福祉用具なんかもそういうことを聞いております。この部分は上がって、この部分は上がらない。これ、きょうもお聞きすると、加算部分なんかは変わらなくて、基本単価だけが若干変わるというような流れのようでございますが、それに合わせて今、委託部分、地域包括からケアマネ、居宅介護支援事業者に委託する場合の報酬について、一定の枠組みを大阪市が提示する、こういうことでございますが、よろしいでしょうか。

それ以外に何か、委員の皆さん方からご提案なりございませんでしょうか。

今年度はこれで終わるわけですが、地域包括支援センターのあり方が大変大きく変わろうとしていて、今から地域ケア会議の議論、大阪市はそれなりに準備を始めているわけですが、地域ケア会議であるとか、認知症のケアであるとか、あるいはきょうは中尾先生はもうお帰りになられました。在宅医療と介護の連携ということで、恐らく医師会を中心にして在宅医療連携拠点機能ができてくる。そこと地域包括をどう連携させていくのかとか、あるいはご存じのように、要支援が今回ヘルパーとかデイサービスを使っているのが地域支援事業に変わる。そういう中で生活支援サービスをつくり出していく、その源が地域包括支援センター、こういうような大変重要ないろんな役割を地域包括に課せられているということで、この委員会もさらに重要になってくると思いますし、大阪市の場合、ぜひ市のほうでご検討いただきたいと思うのは、これ地域ケア会議の代表者会議を一体どういうふうにしてやっていくのか。これはそれぞれの地域包括でやるのか。というのは、国は生活支援サービスを生み出すためには代表者会議をつくって、必要な地域のニーズに合ったものをつくっていけというようなことを言っているわけです。そうじゃなくて、もう少し広い範囲の区レベルに代表者会議みたいなものを置いて、地域包括支援センターは実務者の会議だけにとどめておくのか、そういうことのやっぱり決断も大阪市としては、介護保険事業計画なども含めて考えなきゃならない時期に来ているというように思いますし、同時にそうしたときに、もう一度基幹型というのを大阪市の中で、朝令暮改になるような要素もあるんですが、やっぱり各区でリーダーとして引っ張っていくような地域包括支援センターが求められてきて、区全体でこういう施策を推進していこうみたいな、行政もそこにはサポートしながら、中核的な基幹型ということも含めて、ぜひ行政のほうでご検討いただきたいなど、こういうふうになっているわけですが、ほかの皆さん方、何かございませんでしょうか。

来年度、大変この委員会、いろいろな役割を果たすと思いますので、よろしく願いをして、事務局のほうに返させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。